

令和8年第1回定例会 総務文教常任委員会審査記録（2日目）

- 1 日 時 令和8年3月5日（木） 午前9時58分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第23号 村上市文化財保存活用地域計画協議会条例制定について
議第32号 村上市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
議第35号 荒川総合体育館耐震改修及び大規模改修（建築）工事の工事請負変更契約の締結について
- 4 出席委員（7名）

1 番	魚 野 ル ミ 君	2 番	尾 形 修 平 君
3 番	鈴 木 いせ子 君	4 番	菅 井 晋 一 君
5 番	野 村 美佐子 君	6 番	富 樫 雅 男 君
7 番	高 田 晃 君		
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者
副議長 大 滝 国 吉 君
- 7 委員外議員（なし）
- 8 説明のため出席した者

副 市 長	大 滝 敏 文 君
教 育 長	遠 藤 友 春 君
政 策 監	須 賀 光 利 君
学 校 教 育 課 長	小 川 智 也 君
同 課 課 長 補 佐	百 武 靖 之 君
同課教育総務室副参事	本 保 美 穂 君
同課教育総務室係長	宮 村 真奈美 君
同課教育総務室係長	石 栗 多香美 君
同課未来の学校創造室長	中 山 晴 剛 君
同課未来の学校創造室副参事	鍋 倉 直 也 君
同課未来の学校創造室係長	平 方 和 弥 君
生 涯 学 習 課 長	平 山 祐 子 君
同課社会教育推進室長	片 岡 昌 幸 君
同課社会教育推進室係長	佐 藤 みつえ 君
同課スポーツ推進室主幹	菅 原 和 英 君
同課スポーツ推進室係長	小野寺 み き 君
同課文化行政推進室長	吉 井 雅 勇 君
同課文化行政推進室副参事	竹 内 裕 君
同課教育情報センター長	太 田 尚 美 君
同課教育情報センター副参事	小 田 朋 子 君
荒 川 教 育 事 務 所 長	中 村 繭 子 君
神 林 教 育 事 務 所 長	田 村 富 夫 君
朝 日 教 育 事 務 所 長	本 間 憲 一 君
山 北 教 育 事 務 所 長	本 間 宏 君
- 9 議会事務局職員

局 長 内 山 治 夫
次 長 鈴 木 渉

(午前 9時58分)

委員長(高田 晃君)開会を宣する。

○本委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第17 議第23号 村上市文化財保存活用地域計画協議会条例制定についてを議題とし、担当課長(生涯学習課長 平山祐子君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

生涯学習課長 おはようございます。議第23号は、村上市文化財保存活用地域計画協議会条例制定についてであります。文化財保護法に基づき策定しました村上市文化財保存活用地域計画が令和7年12月に文化庁長官の認定を受けたことから、文化財保護法第183条の9第1項の規定に基づき、村上市文化財保存活用地域計画協議会を設置するため、必要な事項を定めるものであります。また、この地域計画の策定に伴い、村上市文化財保存活用地域計画策定協議会条例につきましては廃止をしようとするものであります。なお、第3条で規定しております委員の構成につきましては、事業計画の円滑な推進が期待できるため、文化財保存活用地域計画策定協議会委員に引き続き地域計画協議会委員をお願いしたいと考えているところであります。以上となります。

(質 疑)

尾形 修平 今課長おっしゃられた3条の、委員の以前から留任する方というのは13人以内ってなっているけれども、何人おられます。

生涯学習課長 13人全ての方をお願いをしようというふうに考えております。

尾形 修平 そうすると、新たにということはないということだと思いのだけれども、この中に市民からの公募とか、市民で参加したいという人は入られないということなのだけれども、その辺はどのように考えていますか。

文化行政推進室長 委員の13人なのですけれども、学識経験者もそうですが、各地区5号委員というのがございまして、地域として瀬波から村上、大津、荒川、神林、各地区から各代表の方、それがまたまちづくり協議会の方であったり、各地域で歴史をやっている方を入れているということでございます。

尾形 修平 今言われたのは、いわゆるこの3条の(5)に値するということですか。教育委員会が必要と認める者という位置づけになるのですか。

文化行政推進室長 はい、そうです。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第23号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第18 議第32号 村上市立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（学校教育課長 小川智也君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

学校教育課長 それでは、お願いいたします。議第32号は、村上市立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、第2次村上市立小中学校望ましい教育環境整備計画方針に基づき、統合を予定する村上第一中学校と村上東中学校及び岩船中学校と神林中学校につきまして、それぞれの統合推進委員会において統合後の学校の名称及び位置について御承認を得たことに伴い、条例に所要の改正を行うものであります。村上第一中学校と村上東中学校は名称が村上中学校で、校舎は現在の村上東中学校、岩船中学校と神林中学校は名称が穂波中学校で、校舎は現在の神林中学校となります。説明は以上となります。

（質 疑）

尾形 修平 この条例に関しては反対するものではないのですが、先般、閉会中事務調査でも政策監とのお話の中で、いわゆる統合された後の、一中と東中であれば一中のほうの校舎が多分空くと思うのだけれども、その利活用に関して、ここでいえば岩船中学校もそうなりますし、その辺どのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

政 策 監 先般、2月9日に開催されました総務文教常任委員会の閉会中事務調査においてもお話をさせていただいたところでございますけれども、本市ではもともと村上市立学校跡地利活用検討委員会は検討しておりましたが、それを今年度廃止をいたしまして、市長部局全体で、市役所全体で公共施設マネジメントプログラム、用途廃止施設の活用・処分取組方針に基づいて、学校施設に限らず全ての用途廃止施設について同じスキームで有効活用を図るべく取組を進めております。こちらの第一中学校の跡地につきましても同様にこちらのスキームに基づいて検討してまいります。特に第一中学校の跡地につきましては、市内の中心部でもございまして、至急に検討を進めなければならないという認識は持っておりますので、特に来年度、サウディング型市場調査といいまして、民間の方がどのような御意見をお持ちなのか、また行政としてこういう目的を持っているなど、そういった民間と行政のほうで意見交換をさせていただいて、どのような形で整備が可能なのか、活用が可能なのかというところをコミュニケーションをしっかりと取ってまいりたいと思っております。私からは以上です。

尾形 修平 前回そのような御答弁いただいたというふうには認識しているのだけれども、いかんせん一中にしても南小学校にしても市街地の中心にあるところで、あれだけの敷地を有している施設を、今までの流れからいくともう何年も放置されているというのが、学校施設に関してはそうだと思うのだけれども、そういうわけには私いかなって思っていますし、市民の方も非常に注目しているというふうに思っていますので、本当にタイムスケジュールというか、ロードマップ作成していただいて、早めに議会のほうにも御提示いただければなというふうに思っていますけれども、教育長でも副市長でも答弁いただければお願いしたいと思います。

教 育 長 本当におっしゃるとおりだと思います。統合検討会においても、跡地利用どのように考えているのだということは話題にもなりました。教育委員会、その利活用までちょっと直接お答えする立場になかったですので、そのときはお答えはしなかったのですけれども、今ほど2番委員言われたように、サウンディング調査も含めて早急にロードマップを立てて対処していかなければならないと思います。また、その後、村上小学校、村上南小学校の統合も控えております。今日その話合い、統合検討会が夕方開かれます。本当に中心部が空くということで、非常に市民、地域の方には御心配をかけることになりますので、早急に計画を立てて対応してまいります。

菅井 晋一 本会議でもちょっと聞いたのですけれども、穂波中学校という名称についてどういう経過でそれが決まっていたかということと、その意味とか、その辺もう少し教えてください。

学校教育課長 神林地区の統合推進委員会の中で、どういうふうに名称を決めていったらいいかというところからも議論がスタートしました。地域と子どもたちに対して、まず校名を募集しようということになりました。校名が、案としては89の案が応募がありました。その中から推進委員会のそれぞれの委員がよいと思ったものを幾つか出し合って、そして絞り込みをしていったという形になります。その後、どういった決め方がいいのか、既存の学校の名前を使うのがいいのか、既存の学校の名前をくっつけて名前をつけるのがいいのか、1文字ずつ取って組み合わせるのがいいのか、全く新しい名前をつけたほうがいいのか、4つのパターンに分けまして、子どもたちにどういう決め方がいいのかというアンケートを取りました。その結果も参考としながら、最終的には投票になったのですけれども、絞り込んでいって、穂波中学校というのが委員の方が一番多く投票した形になって、そのようにして決まりました。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第32号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 19 議第35号 荒川総合体育館耐震改修及び大規模改修（建築）工事の工事請負変更契約の締結についてを議題とし、担当課長（生涯学習課長 平山祐子君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

生涯学習課長 議第35号 荒川総合体育館耐震改修及び大規模改修（建築）工事の工事請負変更契約の締結について御説明をさせていただきます。令和7年第4回定例会において、武道場外壁及び屋根の改修工事等の追加経費を令和8年度の継続費とする補正の御議決をいただいたところであります。今回、追加工事に伴う設計変更により、変更契約の締結を行うものであります。主な変更内容といたしましては、武道場の外壁補修及び塗装、屋根の防水塗装工事の設計変更による増額であり、契約金額を7,107万3,200円増額し、5億4,039万8,100円に変更することとして、加藤組・横井

組特定共同企業体と令和7年12月22日に仮締結をしたものであります。なお、供用開始の時期につきましては、体育館棟が今年度末で工事は終了します。武道場につきましては、令和8年度に外壁及び屋根の改修工事を行い、工期は4か月半としております。騒音や窓の開閉ができないという差し障りはございますけれども、武道場内部は利用可能であることから、体育館棟、武道場とも引っ越し作業の後、5月から供用開始をする予定としております。以上となります。

(質 疑)

尾形 修平

この変更契約に関しては別に反対するものではないのだけれども、いかんせん今年5月に武道場も完成して、いよいよオープンということになると思うのだけれども、同じ敷地にあるプールに関して、マネジメントプログラムでも廃止ということでもう出ていますけれども、あれの扱いについてはどのように考えているのでしょうか。

生涯学習課長

委員おっしゃるとおり、荒川温水プールについては非常に老朽化が激しいと、不法侵入も今年度されたということで、一刻も早く解体をしたいというふうには考えてございます。ただ、生涯学習課所管施設、多々解体すべき施設、旧体育館も含めてですけれども、ございますので、解体に当たっては優先順位を見極めながら順次解体を進めてまいりたいというふうに考えております。

政 策 監

旧荒川の温水プールの話でございますけれども、こちらに限らずやはり村上市、老朽化している施設が多数ございます。先般の閉会中事務調査でもお話をさせていただきましたが、村上市老朽施設解体計画というものを今庁内で策定中でございます。そういった中で、こういった施設も位置づけながら、どのような優先順位でやっていくのかというところを今後明確にしてまいりたいと思っております。

尾形 修平

ぜひそういう格好で、見える形で計画示していただきたいと思いますし、生涯学習課でいえば本年度、旧市民会館の解体も一応調査は終わっているというふうに思っているのですが、確かに抱えている施設が村上市、本当に山ほどあるわけなので、教育委員会所管に限らず全ての施設に関して本当に解体の優先順位も見極めた中でやっていっていただきたいと。いかんせん解体に関しても莫大な予算が伴ってくると私は思っているのですが、その辺に関しても政策監、副市長をはじめリーダーシップ取っていただいて、これを我々の世代でなくて我々の子供、孫の世代まで引っ張らないようにしていただきたいと思うのだけれども、副市長いかがですか。

副 市 長

今政策監申し上げましたように、老朽化施設の解体計画、こちらを明確にして、そして解体については、委員もおっしゃったとおり、莫大な費用がかかります。財源をどのように見つけていくか、これも重要な視点だと思っておりますので、それも含めて優先順位をつけながら早急に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

尾形 修平

今副市長言ったように、その施設をその後利活用するとなるといろんな補助金の対象になるけれども、単独の解体では言ってみれば単費でやるしかないというのは私も承知しているし、ただいかんせんそれを言っているといつになっても手つけられない施設も中にはたくさんあるので、そういうところを考慮しながらしていただければなというふうに思います。答弁は要りません。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第35号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上のとおり本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め、閉会する。

委員長（高田 晃君）閉会を宣する。

（午前10時18分）